

事業主の方へ 償却資産の所有者には、法令で申告が義務付けられています!

所得税や法人税の申告が必要であるのと同様、固定資産税の償却資産についても申告しなければなりません。固定資産税のうち、土地・家屋として既に課税されているものは償却資産の申告の必要はありませんが、市内に償却資産を持っている事業主の方は、1月31日(金)までに申告してください。

●償却資産って何?

償却資産とは、土地や家屋以外の事業用資産で、その減価償却額が法人税法、または所得税法の規定による所得の計算上損金、または必要な経費に算入されるべきものです。国税の申告書に記載されていない簿外資産や償却済資産、遊休資産なども含まれます。(家庭で使用しているものは対象となりません)償却資産にも、土地・家屋と同じく固定資産税がかかります。

●償却資産の対象になるものは何?

1月1日現在で、会社や個人が事業のために所有している機械、装置、器具、備品等の資産です。(事業に利用しているものが、第三者からのリース資産であれば、貸し付けている方(リース会社)が申告する義務者となります)

●次のものは、課税対象とはなりません。

- ①耐用年数が1年未満、または取得価格が10万円未満のもの
- ②取得価格が20万円未満で3年間の一括償却を行った資産
- ③無形固定資産(鉱業権・営業権等)
- ④自動車税や軽自動車税が課税されている車両
- ⑤家屋として課税されているもの

●申告はどうすればいいの?

様式が定められており、申告書をお渡ししますので、税務課までお願いします。

申告書には、毎年1月1日現在の償却資産の状況(種類・数量・取得時期・取得価格・耐用年数等必要な事項)を記載し、毎年その年の1月31日(土・日曜・祝日の場合は翌開庁日)までに申告することになっています。

問合せ 税務課 ☎444・0509 FAX445・3856

市長と語ろうあまの未来

市長と語ろうあまの未来を令和6年10月30日(水)に七宝中学校で開催しました。

3年生の生徒の皆さんから「道路にはみ出した雑草の処理」「市公認キャラクターによる巡回の実施」等について、市長へ提案していただきました。生徒の皆さんは、その後、市長からの話に熱心に耳を傾けていました。

給食の時間には、市長と教育部長が校長室で3年生の代表生徒の皆さんと給食を食べ、皆さんから積極的に話しかけていただき楽しい時間を過ごしました。

問合せ 人事秘書課 ☎444・1713 FAX444・1351

